

厚生常任委員会

令和3年2月17日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎濱 真理子
中川 靖広
坂口 議長

○横田 敏文
小城 世督

溝部真紀子
伴 吉晴

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	面卷 昭男	住 民 生 活 部 長	加藤 惠三
福祉子ども課長	中尾 歩美	同 課 長 補 佐	西川美奈子
長寿福祉課長	中原 潤	同 課 長 補 佐	羽根田久枝
健康対策課長	北 典子	同 課 長 補 佐	徳田 貴世
国保医療課長	安藤 晴康	同 課 長 補 佐	市川 千晶
環境対策課長	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	曾谷 博一
住 民 課 長	関口 修		

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 溝部委員、中川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

おはようございます。厚生常任委員会の皆さまには朝早くから大変ご苦労さまでございます。

初めに継続審査でございます。環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてでございます。この件につきましては、また担当からごみ処理の広域化に関する勉強会について、また年末のごみの持ち込み等について報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に各課報告事項でございます。新規事業も含めて10件でございますけれども、また、これにつきましても担当から報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。ご挨拶とさせていただきます。

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、溝部委員、中川委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしくお願いいたします。

本日本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告させていただきます。

まず、奈良県北部地域におけるごみ処理広域化に関する5市町合同勉強会についてであります。前回の委員会においてご報告をさせていただきます。

たが、生駒市・平群町が当勉強会を脱会され、奈良市、大和郡山市、そして当町の2市1町による勉強会として、今年8日、第6回目となります実務者会合が開催されました。内容としましては、新クリーンセンター建設に際し、リサイクル施設を併設することを奈良市として検討されておられ、各市町のペットボトルや缶・ビン類などの資源物の処理状況などについて、話し合いをしたところでございます。また、今月の26日には、第14回目となります合同勉強会の開催が予定をされており、内容といたしましては、第6回実務者会合での議論内容及び3市町でのコストシミュレーションについて、改めて提示されると伺っているところでございます。

次に、昨年12月29日及び30日に実施しました年末ごみ持込み事業についてご報告させていただきます。今回の年末ごみ持込事業につきましては、一昨年同様の内容で、両日とも午前8時30分から午後3時まで、衛生処理場の1会場で実施したところです。まず、12月29日、午前8時30分から午後3時までの持込件数は776件、昨年に比べ179件の増でございました。また、12月30日の持込件数は1,271件、昨年に比べ85件の減、2日間の総持込件数は2,047件、昨年に比べ94件の増でございました。来場件数は94件の増ではございますが、ごみの搬入量は前年度より1,820kgの減となっており、コロナ禍の中、家庭で過ごす機会が増え、通常の収集時に不燃ごみなどを排出されたことが、搬入量の減の要因ではないかと考えております。また、開催にあたっては、コロナ禍の状況から、来場者への来場にあたっての注意事項について、広報等で周知をするとともに、来場者の検温をはじめ、職員のフェースガード及びマスクの着用やゴム手袋の使用、また密になる作業の緩和など感染防止対策に十分配慮した形で実施したところでございます。

次に、災害廃棄物等の処理に関する基本協定の締結についてご報告させていただきます。昨年2月19日開催の本委員会で報告させていただいているとおり、現在、災害が発生した場合の廃棄物処理について、適正な処理と再生利用を確保するとともに、円滑かつ迅速に処理することを目的とした基本的な方針となる本町における災害廃棄物処理計画の策定に向け、取り組んでおりますが、策定に先駆けまして、地震等災害及び不測の事態に備えるため、本町の災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、大栄

環境株式会社と協定を締結する運びとなりましたので、ご報告させていただきます。日程は、来月3月17日午前11時から大栄環境株式会社代表取締役社長をはじめとする関係者をお迎えし、本町にて締結式を挙行させていただきます。本協定の目的でございますが、本町内において不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、本町が大栄環境株式会社に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて日ごろから両者間で情報共有を図っていくことを目的としております。主に協力要請内容としましては、災害廃棄物処理を円滑に実施するための計画等の策定および策定支援、災害廃棄物等の収集運搬、処分に関することとしております。協力要請に伴う費用の負担についてであります。大栄環境株式会社が実施をした災害廃棄物等の処理支援に要した費用については、災害発生規模に応じた形で、両者間で協議することとしており、現段階では具体的な費用負担の取り決めは行ってはおりません。

以上、継続審査であります。環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
伴委員。

伴委員 今、最後の災害廃棄物、ちょっと気になったんですが、今現在、今まで、これに対してもし災害があったときとか、いうのは当町では何か、どういう方法でっていうのはなんかあったんでしょうか。今回締結するんで、初めてこういうことを考えられたのか、そのあたりちょっと教えてください。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 災害時における協力体制ですが、県との災害協定は、県内全域、各市町村と締結をさせていただいております。ただ、県下での大規模災害等における、そういった場合、やはり十分な機能が果たせないということで、支援体制の充実のために、今回協定を締結させていただこうということでございます。

伴委員 ということは、こういう個別といいますか、そういうので県以外でというのは、非常に県内でも、調べてはるかわかりませんが、早いほうといいますか、逆に言ったら県内でも最初やとか、そんな感じになっておるんですか。そのあたりどんな感じ、よそのところはどんな感じになってまんねやろ。

環境対策課長 現在、当町で把握しております県内で既にそういった締結をされている市町村につきましては、4市2町の6団体がそういった形で災害協定を個別に結んでおられる状況でございます。

伴委員 4市2町。市はともかく町ではどこ、またこの近所とかあるわけですか。

環境対策課長 申し訳ございません、3市3町でございます。町で申しあげますと、上牧町さん、平群町さん、広陵町さんの3町でございます。

伴委員 そんな形でと、いつ起こるかわからんことやし、それに越したことはないなという感じはしますんで。わかりました。

委員長 ほかにございませんか。 中川委員。

中川委員 災害に応じて両方で協議するということやけど、ほかの業者に言うたほうが安かったやんというようなことも考えられると思うねけど、単価的なことってその時に協議するでええのかな。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 単価につきましては、その災害の規模、状況によってその処理方法にも違いが生じるということで、状況によって協議をするということで現在進めておるところでございます。

中川委員 その状況に応じて出る量も違うやろうし、物も違うやろうけど、それと他の3町も一緒かな、災害の起こったときに協議して単価決めるのかな。

環境対策課長 他の3町も、その災害の状況によって協議をして処理単価を決定されるといところでございます。

中川委員 この協定を結んでなかったら、処理をしてもう業者ってないのかな。協定を結んどかんと、処分はしてもらわれへんという理解でええのかな。

環境対策課長 通常時であれば、処理内容、災害によっては水に浸かったり泥等々で、そのもの自体が廃棄物、不燃物という状態になります。もちろん不燃物として処理はしていただけるかと思いますが、今回の協定については、やはり迅速に災害で出た廃棄物を収集運搬し、処理をするというのが前提でございますので、やはり協定を結んだ形でしなければならないかなと考えております。

中川委員 ちなみに他の3町の協定を結んでいる業者は把握してるの。

環境対策課長 先ほど申しました3町につきましても、大栄環境株式会社と協定を締結されている状況でございます。

中川委員 当町を入れて、4町やけど、これなんで4町とも大栄工業やねんやろ。やっぱり一番受け入れる規模が大きいという見方なんかな。他の業者と、単価をあとで協議するやから、今、こっちのほうが安いんかとか言えへんけど、なんで4町とも大栄になった理由ってわかる。

環境対策課長 それぞれ各町が、なぜ大栄環境と締結されたという理由まではちょっと確認をしておらないところでございますが、やはり関西圏を中心として、大規模的にグループ、提携会社もかなりの規模で持つておられる会社でございますから、安定的に災害廃棄物を処理するためにはこの会社しかないんかなというふうに考えておるところでございます。

中川委員 そういう事態にならんほうがええねけど、そういう事態になったときにはきっちりした適正な価格で協議をしていただきたいということをお願いし

ておきます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種について、理事者の報告を求めます。 北健康対策課長。

健康対策 それでは、健康対策課のほうからワクチン接種につきまして、資料1に基づきまして、ご説明させていただきます。

新型コロナウイルスワクチンにつきましては、予防接種法の臨時接種に関する特例が設けられ、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において実施することとなっております。この予防接種にあたりましては、当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることや、接種に用いるワクチンは特殊な流通方法が必要であることなど、ワクチンの供給量及び性質に応じて効率的に接種できる体制を構築する必要があります。そういったことから、現在、医師会等の関係機関とも調整をはかりつつ、接種体制の整備を進めているところです。

次に、資料の裏面をご覧ください。このことから、国が接種順位と接種の時期を公表し、順次接種していくこととなります。接種順位につきましては、最初に、患者に直接医療を提供する医療従事者の接種を行い、次に重症化しやすい65歳以上の高齢者、次に、高齢者施設等の従事者や基礎疾患等のある人となっております。奈良県内の医療従事者への接種は3月中旬から始まると県より聞いており、高齢者につきましては、早くも4月1日以降の開始になる見込みと報道等でも伝えられているところです。

また、接種対象者には、町から接種券を発送し、それを持って、予防接種

を受けていただくこととなりますが、接種券の発送等につきましても、まだ国から具体的に示されていない状況ですので、詳細がわかり次第、町民の皆さまにはお知らせをしてまいります。

また、このワクチン接種を実施していくにあたりましては、国の令和2年度の第3次補正予算を活用し、接種のために必要な体制整備を行う必要があったため、令和3年2月15日付けで専決処分をさせていただいたところであります。令和3年度につきましては、順次、詳細な内容が決まりましたら、ワクチン接種に係る必要な経費について、令和3年4月1日付けで専決処分をさせていただきたいと考えております。以上で、新型コロナウイルスワクチン接種のご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 住民さんへの個別通知といたら、これ、どこでも受けられんのかな、病院。どっか決まったところで受けんのかな。

委員長 北健康対策課長。

健康対策課長 現在入ってきますワクチンというのが、ファイザー社のものになっておりまして、それが大量の数の中での接種となってまいりますので、個別の接種というのが、今、現段階では考えられない状況で、集団で接種する方向で、今検討しているところです。ですので、今、高齢者の接種にあたりましては、医療機関ではなく、集団での接種会場ということで、関係のほうと今調整しているところです。

中川委員 具体的に斑鳩町で考えられる場所は、どういうところで考えてはんの。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活 具体的に集団接種となりますと、以前に新型インフルエンザの時に、保健

部長 センターでやった、行った実績がございますけれども、候補となり得るのは、そういう場所かなと考えておりますけれども、具体的な実施にあたりましては、今現在、医師会さんのほうと調整をさせていただいております。

中川委員 保健センターとか、例えば公民館とか、広いところでせんと、そのワクチン打つのに密になって感染するということも考えられますので、そこら十分配慮して会場を決めていただきたい、そのように思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2) 国民健康保険税の適正な税率等について、理事者の報告を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療 それでは、国民健康保険税の適正な税率等について、ご報告をいたします。
課長 資料2をご覧ください。国民健康保険運営協議会会長から町長に答申がなされた答申書の写しでございます。去る12月24日、また2月9日に国民健康保険運営協議会を開催し、令和3年度以降の国民健康保険税のあり方について諮問をいたしておりましたところ、答申をいただきましたので、ご報告させていただくものでございます。

答申の内容であります、「令和6年度に、奈良県は国民健康保険税(料)水準の統一化を行うこととしている。これを踏まえた改定を行うにあたり、令和3年度の保険税率については、本町特別会計の収支を見るなかで、また、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し改定することとする。なお、令和6年度の奈良県内統一保険税(料)水準は、今後、必要に応じて再推計されることとなっている。このことから、令和4年度、令和5年度、令和6年度の保険税率については、奈良県の動向に注視し、適切な対応を図るとともに、被保険者への急激な負担増を求めることのないよう工夫しながら、安定した国民健康保険の財政運営が図れるように努めること。」でございます。

次に、裏面をご覧ください。令和3年度の税率改定であります、まず、

基礎課税額の所得割額、被保険者均等割額は据え置き、世帯別平等割額を29,800円から28,300円に引き下げるものでございます。次に、後期高齢者支援金等課税額の所得割額を100分の2.4から100分の2.6に引き上げ、被保険者均等割額、世帯別平等割額は据え置くものであります。最後に、介護納付金課税額の所得割額を100分の2.6から100分の2.8に引き上げ、被保険者均等割額は据え置くものでございます。

この答申の考え方ですが、まず、奈良県は令和6年度に県内市町村の保険税(料)水準を統一化することとしております。また、奈良県におきましては、今後、高齢化の進展によりまして一人当たり医療費は増加すると見込んでいます。このため、各市町村に対し、令和6年度に向けて計画的に保険税率を見直すよう促しているところです。本町におきましても、保険税率を引き上げていく必要がございます。運営協議会におきましては「引き上げを行うのであれば、急な負担増とならないよう、段階的にまた計画的に行う必要がある」とされたところでございます。また、一方で「新型コロナウイルス感染症の影響も考慮する必要がある」とされています。

そして、この令和3年度の保険税率ですが、医療分であります基礎課税分・後期高齢者支援金分・介護納付金分のそれぞれの税率のバランスを、県が示す税率に近づけていくということから、このたび、基礎課税分、世帯別平等割額を引き下げ、後期高齢者支援金分・介護納付金分の所得割額は引き上げとなっているところです。また、引き上げ幅については、県に納める納付金を見るなかでの特別会計の収支と、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和3年度はできる限り引き上げ幅を抑えるということから、基礎課税分の世帯別平等割を1,500円引き下げております。そして、後期高齢者支援金分・介護納付金分のそれぞれ所得割額を0.2引き上げるものでございます。そして、令和4年度、5年度、6年度の税率につきましては、奈良県が示す令和6年度の水準が、必要に応じて再推計されることとなっていることから、その動向には注視し適切な対応をはかっていく、その都度検討していく必要があるとしているところでございます。

町といたしましては、このいただきました答申に基づきまして、保険税率改定のための国民健康保険税条例の改正案を3月の町議会定例会に上程をしてみたいと考えております。

以上、国民健康保険税の適正な税率等についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 前年度の所得でこれを当てはめると、影響額は当町ではどれぐらいやろ。

委員長 安藤国保医療課長。

国保医療 課長 まず、1人あたりの平均の保険料額、1人あたりの調定額でもあるんですけども、まず現行税率で見ますと、11万1,821円というふうになります。この答申による税率では、11万2,064円ということで、その差は243円の増額、パーセントで言いますと0.2%の増となります。

これはあくまでも1人あたりの平均ですので、例えば4人世帯の場合、加入者が40歳から64歳、介護分が必要となる4人世帯の場合で見ますと、まず給与収入が仮に100万円としましたら、年額10万5,600円が、10万4,900円に年間700円の減額になると見込んでおります。

下がる理由につきましては、所得割は0.2%ずつ引き上げてはおりますけれども、この基礎課税分の平等割を引き下げておりますので、所得の低い方については、保険料は下がるという結果になります。一方、給与収入が300万円の世帯で同じ4人世帯で見た場合は、年額で36万5,300円、これが37万500円ということで、年間で5,200円、4人世帯ですので1人あたり年間で1,250円程度増額になるというふうに、だいたいそういうふうに試算しているところでございます。

中川委員 個別の増減は、今、課長が説明いただいたのでわかるんですけど、町全体としてはどうなるの。

国保医療 課長 町全体、いわゆる収支ですけども、現行税率で約3千万円の黒字になるというふうに、令和2年度ですけども、見込んでおります。この改定によ

る税率につきましても、だいたい同じぐらいの、約3千万円程度の黒字になるという結果が出ていると、試算しているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(3) 包括的支援体制構築事業の実施について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、福祉子ども課が所管いたします令和3年度の主な新規事業についてご説明させていただきます。

はじめに、(3) 包括的支援体制構築事業の実施についてであります。

資料3をご覧ください。福祉には、高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉など、その人のライフステージや心身の状況に応じて、必要な支援を提供する法律や制度があります。これらの制度は、社会情勢等に応じて見直され、時流に適した整備が進められてはいますが、めまぐるしく変化する社会構造の中で、例えば、「要介護状態の親と精神疾患を持つ子どもが同居しており、高齢者福祉と障害者福祉による複合的な支援が必要」、また「地域や社会から孤立してごみ屋敷となっている家があり、孤独死や自殺が心配」といった、従来の福祉のあり方だけでは必要な支援が行き届かない事例も生じており、このような状況を制度の狭間と呼んでいます。制度の狭間にある課題は、課題として発見されにくい上に、既存の縦割りの制度では解決が難しく、地域の住民やボランティア、福祉関係団体等、多様な主体による助け合いや支え合いが不可欠です。このようなことから、平成31年3月に策定いたしました斑鳩町地域福祉計画に定める制度や分野の縦割りの解消に向けた推進体制の構築を進め、制度の狭間にある人を必要なサービスへつなぐための包括的支援体制を構築するため、本事業を実施するものであります。

なお、本事業につきましては、地域福祉を推進する中心団体である斑鳩町社会福祉協議会に委託して実施してまいります。

まず、(1) 令和3年度事業内容でございますが、ひとつ目にコミュニテ

ィソーシャルワーカーの養成でございます。コミュニティソーシャルワーカーは、地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担います。奈良県社会福祉協議会がコミュニティソーシャルワーク実践研修として、専門職の養成研修を実施されており、小学校区に各1名の配置を目標とし、コミュニティソーシャルワーカーの養成を行ってまいります。次に、支援体制構築のための地域の事例調査及びモデル案の作成でございます。まずは、包括的な支援を行うための課題や地域における実情などを調査し、令和3年度におきましては、支援体制構築のためのモデル案の作成を行ってまいります。

(2) 事業実施期間でございますが、支援体制の構築につきましては、斑鳩町地域福祉計画の計画期間であります令和5年度末を目標として、進めてまいりたいと考えており、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとしております。

以上、包括的支援体制構築事業の実施についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 コミュニティソーシャルワーカーの養成って事業の中にありますけど、これ、どういう方を養成するの、募集するの。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 こちらにつきましては、現在、社会福祉協議会の職員をコミュニティソーシャルワーカーとして育成していくというものでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、（４）遠隔手話通訳サービスの実施について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、（４）遠隔手話通訳サービスの実施についてでございます。資料４をご覧ください。本町におきましては、令和２年４月から斑鳩町手話言語条例を施行し、手話の普及啓発にとりくんでおりますが、新型コロナウイルスの発生により、聴覚障害者が病院への受診等に際して、手話通訳者の同行が困難な状況も発生する中、情報通信機器を利用した遠隔手話通訳サービスを実施することにより、聴覚障害者の利便性の向上を図ってまいります。

（１）事業内容でございますが、現在、手話通訳者を配置しております役場福祉子ども課及び生き生きプラザ斑鳩総合案内窓口に、今年度タブレット端末を設置する予定であり、このタブレット端末を活用し、聴覚障害者の方が所有されているスマートフォンやタブレットと通信による手話通訳サービスを実施いたします。利用時間につきましては、役場開庁日、月曜日から金曜日の午前９時から午後５時、利用対象者は、町在住・在勤の聴覚障害者とします。サービスの利用料は無料ですが、通信料は利用者負担とします。利用方法につきましては、まず、役場福祉子ども課もしくは生き生きプラザ斑鳩総合案内におきまして事前登録を行い、無料通信アプリをインストールしていただきます。その後、現在の手話通訳者の派遣と同様の手続きにより利用申請を行い、利用していただくという流れになります。

（２）事業開始日は、令和３年４月１日でございます。以上、遠隔手話通訳サービスの実施についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 伴委員。

伴委員 説明受けた感じでは、聴覚に障害のある方が、もしスマートフォン等を持ってはらへんだら、これはもう利用できないような形になるわけですか。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 県におきまして、コロナ対策として昨年6月からコロナの発熱外来のある病院ですとかにはタブレットを実際設置されておまして、コロナにかかって、同時受診が難しい場合についてはそちらで対応はできるんですけども、今のところスマートフォンをお持ちでなく、お家と役場でお話したいとか、かかりつけの病院に行きたいという場合にはちょっと対応はできない状況とはなっておりますが、現在、手話をお使いの方は基本的にLINEなどを既にお使いということで聞いておまして、ほぼ斑鳩町の手話の派遣サービスを利用されている方についてはスマートフォンなどご活用いただいている状況というのは把握しております。

伴委員 それであれば正直言うて使われへん方はほとんどないと。もしそういう方がおられた時には貸し出しをしてあげたり、そういうことだけお願いしておきます。よろしくお願ひします。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(5) 子ども家庭総合支援拠点の運営について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 (5) 子ども家庭総合支援拠点の運営についてであります。
資料5をご覧ください。子育て家庭と妊産婦等を支援するため、令和3年度から新たに設置される子育て支援課に子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育て世代包括支援センターや児童相談所等の関係機関と情報を共有し、実情の把握や相談対応等のソーシャルワークを行うとともに、要支援児童及び要保護児童への支援強化をはかるものであります。

まず、(1) 拠点の業務内容ですが、子ども家庭総合支援拠点は、児童福祉法第10条の2の規定に基づき設置するもので、市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱において業務内容についても定められており、①子ど

も家庭支援全般に係る業務、②要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務、③関係機関との連絡調整、④その他の支援が業務内容となっております。

次に（２）新規業務でございますが、本町におきまして、子ども家庭総合支援拠点を設置するにあたり、新たに実施する事業でございます。まず、①子育て総合相談窓口の設置であります。拠点には、保健師、臨床心理士を配置し、１８歳までのすべての子どもとその家庭および妊産婦等を対象に、子育てに関することなら何でも相談できる、子育てに関する総合相談窓口を設置し、必要に応じて関係機関との連携を行ってまいります。②オンラインによる子育て相談の実施であります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した新たな相談支援として、今年度整備を進めておりますタブレット端末を活用し、オンラインによる子育て相談を実施いたします。③子育てスキルアップ事業の実施であります。核家族化が進み、地域との関わりも希薄化する中、子どもとの関わり方がわからない、相談できる人がいないといった理由から、虐待へとつながるケースもあることから、生き生きプラザ斑鳩内の療育ルームを活用し、保健師等が家庭でできる親子のふれあい、遊び方などを紹介するとともに、子育て中の悩みについて気軽に相談できる場を提供してまいります。

最後に（３）事業開始日につきましては、令和３年４月１日です。以上、子ども家庭総合支援拠点の運営についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長 次に、（６）子ども食堂支援事業の実施について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 （６）子ども食堂支援事業の実施についてであります。

資料６をご覧ください。本事業は、全ての子どもが将来に希望を持って健やかに成長できるよう、子ども達が食を通じた団らんの中で、コミュニケー

ションを図り、地域で安心して過ごすことのできる居場所としての子ども食堂の新規開設や活動促進を図ることを目的として、子ども食堂事業を実施する団体に対し、運営経費の一部を補助する事業でございます。本事業につきましては、昨年度、第2期子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定いたしました、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画の取り組みのひとつとして、新たに実施するものであります。

まず、(1) 補助対象団体であります。町内に主たる活動の拠点を有し、地域活動、子どもの支援に資する福祉活動等に関する活動実績を有し、①1年以上継続して子ども食堂を運営する意思及び能力を有すると認められる、②奈良県子ども食堂ネットワークに加盟している、③組織の運営に関する規約、会則等を有し、会員名簿を備えている、④適正な会計処理が行われている、⑤政治的又は宗教的活動を行うことを目的としていない、⑥活動内容が公の秩序又は善良の風俗に反するものではない、⑦暴力団若しくは暴力団員でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと、これらの要件を満たす、営利目的の法人を除く法人もしくはその他の団体とします。

(2) 補助対象事業であります。町内で実施する子ども食堂で、①子ども食堂を継続して毎月1回以上定期的に開催する、②1回当たり10食以上の食事を提供できる体制をとる、③営利を目的とするものでない、④管轄する保健所への届出等所要の衛生管理を行っている、⑤食物アレルギーのある子どもが誤食しないように配慮している、⑥子ども食堂の実施に関し、同一会計年度において、補助対象事業に対して、町から同種の助成を受けていないことを条件といたします。(3) 補助対象経費は、食材、消耗品、印刷製本費、保険料、会場使用料、その他事業の実施に直接必要な経費とし、団体の運営に関する人件費等の経費は除きます。(4) 補助金額ですが、補助対象経費から、利用料、寄付金、協賛金、その他の収入を控除した額とし、実施月数に5,000円を乗じた額を上限とします。(5) 事業の実施期間ですが、令和3年4月1日から第2期子ども子育て支援事業計画の計画期間であります令和7年3月31日までとします。

以上、子ども食堂支援事業の実施についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 対象団体となる団体は町内に何件ぐらいあるんですか。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 現在、子ども食堂を実施されている団体は、1団体ございます。

委員長 ほかにございませんか。

私からひとつ聞きたいんですけど、補助対象の事業というところで、一番上に、子ども食堂を継続して毎月1回以上定期的に開催することとありますけども、現在はこの新型コロナの関係でお休みとかしていますが、その辺は、必ずというのではないですけども、何か月か休むことがあったりとかそういうことも出てきますけど、その辺については、実際の実施した月数にというところでフォローしてくださるんでしょうか。

中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 現在も、食堂自体は実施できてないというふうに聞いておりますけども、月1回程度、お弁当を宅配されたりという形で、子ども食堂と同様の活動がされておりますので、そのあたりにつきましては、配慮してまいります。

委員長 わかりました。
新規の方がまた名乗りを上げられたら同じようにということですか。

福祉子ども課長 その通りでございます。

委員長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。
ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、（７）通所型サービスＣ（短期集中予防サービス）の実施について、理事者の報告を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 それでは、各課報告事項の（７）通所型サービスＣ（短期集中予防サービス）の実施について、につきましてご説明を申し上げます。

資料７をご覧くださいませでしょうか。介護予防・日常生活支援総合事業におきまして、事故や病気で一時的に状態が悪くなった方や閉じこもり等から虚弱になった方を対象とし、３か月の短期間において集中的にリハビリを実施し、以前の生活を取り戻すために、通所型サービスＣ（短期集中予防サービス）事業を実施することとしましたのでご報告させていただきます。

この事業は、日常生活に支障のある生活行為を改善するために、事業の対象者の個別性に応じて専門職による包括的なプログラムを行うことにより、対象者の心身機能の回復を図り、もって対象者の生活の意欲向上を高め、社会参加や活動的な生活が送れるよう支援を行うサービスでございます。現在、実施されておりますリハビリのサービスにつきましては、期間を定めない身体の現状を維持することがメインのサービスが主体となっておりますけれども、新たに始めるこのサービスにつきましては、退院時等、急に状態が悪くなった方を中心に短期間において集中的にリハビリを実施し元の状態に戻すことを主な目的にしたサービスでございます。

事業の内容は、町が委託する事業者が対象者に対し、理学療法士や作業療法士などの専門職による短期的で、かつ、心身機能、生活機能及び社会参加の向上を目的としたリハビリテーションを集中的に行い、事業が終了した後も、対象者が自宅で運動に関しセルフケアマネジメント及び活動できる支援を行うものでございます。対象者は、斑鳩町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第４条に該当する者で、斑鳩町地域ケア会議において事業の利用が必要と判断された者といたします。利用料につきましては、利用者の負担はございません。施行日は、令和３年４月１日でございます。

以上、（７）通所型サービスＣ（短期集中予防サービス）の実施についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 こういうサービスというのは、国か県の指導のもとで、これ計画したの。

委員長 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 制度としましては、現在のところ、通所リハビリテーションでありますとか、訪問リハビリテーションといった、国全体で定めているリハビリのサービスがございますけれども、今回、実施いたしますのが、総合事業、これは市町村が主体となって実施するサービスでございます。これは要支援の方や要支援のその一步手前の事業対象者、より軽度な方ですね、その予防事業の一環が市町村が主体となっておりますけれども、そこにこのサービスを加えることによって、軽度の方が重度に移行するところを、極力このリハビリで集中的に改善しようということで、新たに町として定めるものです。

中川委員 介護を予防するという意味で将来的に負担を減らすために、行政として頑張っておこうということやけど、これは町単独事業で国や県の補助はゼロ。

長寿福祉課長 これは総合事業の中になりますので、介護保険の給付の対象になります。そこは介護予防事業ということで、国、県、支払基金のすべて補助対象となっておりますのでございます。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 最初に事故や病気でこういう形って書いてありますねんけど、これ斑鳩町でやろうかというきっかけとなるには、こういうような形でこの事業をしたら、すごく本人さんにもメリットあるし、介護保険そのものにもいいということではあると思いますねんけど、こういう事例というのは多いわけですか。この事業をしようという根拠ですな。この事業は今後は必要やというように思わはったと思いますねんけど、そのあたりどうですか。

委員長 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 斑鳩町におきまして、一昨年度から地域ケア会議というものを、それも自立支援を目指した地域ケア会議、多職種の方、理学療法士の先生や、作業療法士の方、いろんな専門職の方を入れて地域会議を実施しております。その中で例えば奈良県の中でも、生駒市でこのサービスを従前からされておりまして、非常に効果が上がってきていると、斑鳩でもこういったサービスがあればというご意見等とかも考慮しながら町としてはやりこういった短期集中的なサービスを加えてはどうかというところで、今回この3年4月1日から実施していきたいと考えたところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(8) 骨髄移植ドナー支援事業の助成制度について、理事者の報告を求めます。 北健康対策課長。

健康対策課長 それでは、(8) 骨髄移植ドナー支援事業の助成制度につきまして、資料8にもとづきまして、ご説明させていただきます。

骨髄等の移植の推進を図るため、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄または末梢血幹細胞を提供した人に対して、助成金を交付する制度を創設し、ドナーが骨髄等を提供しやすい環境を整えてまいります。対象者につきましては(1)に記載しております①～④のいずれにも該当する人とし、①財団が実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けている人、②骨髄等を提供した日において、町内に住所を有する人、③町税を滞納していない世帯に属する人、④助成金の交付申請に係る骨髄等の提供に対し、他の自治体等から同種同様の助成金を受けていない人いたします。

次に、(2) 助成額ですが、骨髄等の提供に係る通院または入院の日数に

2万円を乗じた額とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度といたします。

次に、(3)助成開始は令和3年4月1日といたします。

以上で、骨髄移植ドナー支援事業の助成制度についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 ドナーとなった場合、どれぐらいの個人負担が生じるのでしょうか。

委員長 北健康対策課長。

健康対策 課長 ドナーの方が、こういった採取のための医療費というのは、患者さんの健康保険より支払われますので、ドナーの方からの負担はございません。

委員長 他にございませんか。 小城委員。

小城委員 これだいたい、このドナーの制度、斑鳩町でだいたいどれぐらい今まで事例ってあるんですか。斑鳩町でドナーになられた方ですかね。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活 部長 ドナーになられた方の情報というのは、町のほうには情報は入ってきておりません。ただ、ちなみに今現在、斑鳩町でドナー登録をされている方につきましては、102人登録していただいている状況でございます。

委員長 私から1点お聞きしたいんですけれども、日数かけるということになってますけれども、だいたい個人差はあると思うんですけれども、どのぐらいの日数で提供ができるのか、わかれば教えてください。 北健康対策課長。

健康対策課長 1回の移植にかかります日数というのが、7日間程度というのは聞いております。骨髄の提供者として決定された場合は、健康診断に1日、自己血輸血のための採血に1日から2日、骨髄採取のために通常3泊4日ぐらいの入院が必要だということで、計7日間というふうに聞いております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(9)多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業の助成制度について、理事者の報告を求めます。北健康対策課長。

健康対策課長 それでは、(9)多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業の助成制度につきまして、資料9にもとづきまして、ご説明させていただきます。

多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊婦に比べ、早産や妊娠高血圧症候群などのリスクが高くなり、妊娠中の体調管理が必要となってまいります。そこで、単胎妊婦よりも追加で受診する健康診査の回数が増えることから、追加で受診する健診に係る費用の一部を助成し、多胎妊婦への経済的負担の軽減を図ってまいります。この助成の要件といたしましては、規定の妊婦健康診査の回数であります14回を受診後、追加で受診する健診に要した費用で、ひとりにつき5回までを限度といたします。助成額は、1回につき5千円を上限とし、令和3年4月1日から実施してまいります。

以上で、多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業の助成制度についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。中川委員。

中川委員 これも町単独事業ですか。

委員長 北健康対策課長。

健康対策
課長 多胎妊婦の健診につきましては、令和3年度より国庫補助のほうで2分の1の補助がある事業となっております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(10)斑鳩町高齢者の保健事業と介護予防等との一体的実施について、理事者の報告を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療
課長 それでは、各課報告事項(10)斑鳩町高齢者の保健事業と介護予防等との一体的実施について、ご説明させていただきます。

資料10をご覧ください。令和3年度からの新たな取り組みといたしまして、高齢者の保健事業と介護予防等との一体的な実施を考えております。

高齢者は、複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的な繋がりが低下するといった、いわゆるフレイル状態になりやすいなど、疾病予防と生活機能維持の両面にわたる支援が必要と言われております。そうしたなか、このたび、奈良県後期高齢者医療広域連合の広域計画に基づきまして、高齢者が抱えるさまざまな健康課題に対応するため、地域全体で高齢者を支え、健康寿命の延伸につなげることを目的としております。

1. 基本的な考え方ですが、客観的なデータ、KDBシステムのデータ、これは国保連合会と市町村が運用しているシステムですが、医療レセプトや健診の情報、その他生活習慣、要介護度、受診状況等に基づいた健康課題の把握と対象者等の抽出、国民健康保険事業との連続的な支援、介護予防等の地域支援事業との連携等を行うこととしております。2. 一体的な実施の推進体制としまして、広域連合の委託を受けまして、国保医療課、健康対策課、長寿福祉課の3課の連携により実施をいたします。また地域包括支援センターに専門職、保健師等の配置をすることとしております。

3. 事業内容であります。お手元の資料に記載しております①から④までの事業が考えられ、令和3年度の取り組み内容といたしましては、表1に

ありますように個別的支援と通いの場等への関与、また、高齢者の心身の状況などについての実態把握調査を行うこととしております。これらの取り組みによりまして、必要に応じて健診、医療・介護サービスにつなげる、また比較的健康的な高齢者には、通いの場への参加継続、フレイルや疾病の重症化リスクへの意識啓発、運動、栄養等予防メニューへの参加勧奨等の既存事業との連携が期待されるものです。なお、当事業に係ります財源につきましては、広域連合から委託金としまして、正規職員の専門職の person 費相当額、上限580万円、また非正規職員の person 費相当額につきましては、上限350万円が交付されることとなっております。

以上、斑鳩町高齢者の保健事業と介護予防等との一体的実施についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 正規職員さんと非正規職員さんの交付金額、だいたい全体でどれぐらいかかるんやろ。それで賄えるぐらいでいけるのかな。

委員長 安藤国保医療課長。

国保医療課長 今現在、積算しておりますのが、だいたいこの上限の範囲内ということで考えております。あと、消耗品であるとか、事務用品も必要となつてまいりますので、これにつきましては、広域連合からの委託金50万円が交付されるということとなっておりますので、おおむねこの基準額以内で収まるようには考えているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 表に「フレイル」と書いてますけど、「フレイル」って何ですか。

委員長 安藤国保医療課長。

国保医療課長　　いわゆる加齢によってですね、身体機能が低下すると、この身体機能の低下の中には認知機能の低下も含まれております。ただ、支援をすることによって、普段の生活に戻ることができる、ということが期待される状態をフレイル状態というものでございます。以上でございます。

委員長　　ほかにございませんか。

(な し)

委員長　　他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
東浦環境対策課長。

環境対策課長　　環境対策課から、鳩水園の管理運営につきまして、前々回の委員会におきまして、鳩水園から排出をされます放流水について、斑鳩町鳩水園運転管理業務委託仕様書第15に規定する放流水保証値が、一部の検査項目において基準をクリアしていないことを確認したことから、鳩水園管理運営委託業者に対し、この放流水保証値を順守するよう改善指示を行ったことを報告させていただきましたが、その後の状況について報告させていただきます。

昨年、10月9日の改善指示後、本年1月末現在で計7回、民間機関での水質検査を実施しております。検査の結果といたしましては、計7回の検査のうち、令和2年11月12日に採取しました検体で、放流水保証値10mg/L以下としているBODの数値が、11mg/Lと保証値をクリアされていないことを確認しました。その他の6回の検査及び11月12日に採取をしました検体における他の検査項目では、放流水保証値をすべてクリアしている状況です。また、改善指示後の水道の使用状況ですが、昨年4月から9月までの月平均使用量は、約930立米でございましたが、昨年11月から本年1月までの月平均使用量は、約1,370立米で、月当たり440立米増加している状況であり、放流水保証値を順守するため、希釈水としての上水利用により使用水量が増加しているところです。また、この水道使用量につきましては、日々の使用状況を委託業者より提出されました管理月報にて

確認をしましたところ、管理業者が行います自主検査において、放流水保証値をクリアしている状況ではありましたが、民間機関での水質検査における放流水保証値を確実にクリアするため、水質検査前日に希釈水を通常より多く投入するという事案が見受けられましたことから、12月9日、口頭により委託業者に対し、水道使用に際しては平準化するよう指示したところであります。その後は、上水使用量も平準化され、1月13日に実施した自主検査でBOD値が10.3mg/Lと0.3mg/L保証値を上回ることもございましたが、放流水保証値を順守し、運転管理に努めているものと考えております。また、民間における水質検査につきましては、3月末まで、あらかじめ日程が委託業者に通知されておりましたが、これを全て白紙にし、日常運転の適性な管理を行うため、抜き打ち的に検査を実施する形で対応しておるところです。

今後も引き続き、管理状況を観察し、適正な管理運営に努めてまいりたいと考えております。以上、環境対策課からのご報告とさせていただきます。

委員長 他にはございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 中川委員。

中川委員 令和3年度、3年4月以降の保育園の入園の申し込みって、もう終わっていると思うんですが、町内住民の方で申し込みを希望したが入れなかった、いわゆる待機児童というのは何名ぐらいおられますか。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時11分 休憩)

(午前10時11分 再開)

委員長 再開します。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 申し訳ございません。待機児童は若干名発生しておりますが、具体的な数値の資料を持ち合わせておりませんので、後刻報告させていただきます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長 委員皆さまには、長時間にわたりまして慎重にご審議をいただきありがとうございます。

災害の廃棄物の関係等もご意見をいただきました。この件につきまして処理費等については、今は廃棄物の収集施設の設置場所等についても、町内できるところがあればということで検討しているところでございます。そのような中で仮置き場というものが整備できましたら、ある程度処理をする段

階とか、時間があると思いますけど、その処理置き場がない場合、やはり廃棄物というのは迅速に処理をしていかなければならない、そのような中で、やはり一番、廃棄物自体、年末ごみのように分別して持ってきてもらえるというようなものでもございません。ほとんどが混在の状態が出てくるわけですので、迅速に対応するという事になれば、やはり機動力のある大きな会社にそういう関係の協定を結んでいきたいというような考えで、協定を結んだところでございますので、時間があれば単価等についても考えていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

あと、コロナの関係等でございます。これは住民の皆さまが本当に心配されているなかでございます。今、医師会とも、いろいろ協議するなか、担当課そして生駒郡の町村会ともに医師会と取り組みについて協議を進めているところでございますので、できるだけ早く医師会とも協議を進めながら住民の皆さま方に結果を報告できるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時14分 閉会)